

税制措置の「複数の選択肢」 (参考資料)

これまでの経緯

2011年6月20日	東日本大震災復興基本法成立
2011年6月25日	東日本大震災復興構想会議 『復興への提言～悲惨のなかの希望～』
2011年6月27日	第1回東日本大震災復興対策本部総理指示 <ul style="list-style-type: none"> ・官房長官と復興対策担当大臣を中心に、7月中にも「復興の基本方針」を策定 ・復興構想会議の「提言」を最大限尊重すること
2011年7月29日	『東日本大震災からの復興の基本方針』復興対策本部決定 『B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針』閣議決定
2011年8月4日	第7回税制調査会 <ul style="list-style-type: none"> ・『東日本大震災からの復興の基本方針』等の報告 ・復興・B型肝炎対策財源作業チームの立上げ
2011年8月9日	第1回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・基幹税などの留意点、23年度税制改正
2011年8月11日	第2回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・個別税目の論点（国税）、税制措置と経済との関係
2011年8月23日	第3回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・個別税目の論点（地方税）
2011年9月7日	第8回税制調査会 <ul style="list-style-type: none"> ・『東日本大震災からの復興の基本方針』等の報告、復興・B型肝炎対策財源作業チームからの報告
2011年9月9日	第4回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の整理 等
2011年9月13日	第5回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・復興・B型肝炎対策財源作業チームの検討状況
2011年9月14日	税調懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・復興・B型肝炎対策財源作業チームの検討状況
2011年9月15日	第6回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・複数の選択肢について
2011年9月16日	第7回復興・B型肝炎財源対策作業チーム <ul style="list-style-type: none"> ・複数の選択肢について、税制措置と経済との関係 第9回税制調査会 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の選択肢について
2011年9月20日	東日本大震災復興対策本部 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の選択肢の報告

東日本大震災復興基本法（抄）

（復興債の発行等）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

復興の基本方針①
(平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間は「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行うこととする。

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

① 事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

② 財源確保に係る基本的な考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

復興の基本方針②
(平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源の確保

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその用途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

復興の基本方針③
(平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

⑤ 今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」(8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長)において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

⑥ 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

民主党・自民党・公明党 3党確認書（平成23年8月9日）の内容

確認書

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、以下の点について確認する。

一、歳出の見直しについては、以下のとおりとする。

- ・高速道路無料化については平成24年度予算概算要求において計上しないこととする。
- ・高校無償化及び農業戸別所得補償の平成24年度以降の制度のあり方については、政策効果の検証をもとに、必要な見直しを検討する。

なお、これらを含めた歳出の見直しについて、平成23年度における歳出の削減を前提に、平成23年度第3次補正予算ならびに平成24年度予算の編成プロセスなどにあたり、誠実に対処することを確認する。

一、上記歳出の見直しと併せ、子ども手当等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度補正予算において減額措置することを、特例公債を発行可能とするための法案の附則に明記する。

一、法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案（その内容を一部切り出して6月22日に成立した法律にあるものを除く）については、復興のための第3次補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

一、東日本大震災復興基本法第8条に規定する復興債の償還財源の具体的内容や償還ルールなど、あらかじめ決めることとされているその償還の道筋については、第3次補正予算の編成までに、各党で検討を進める。

一、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。

一、以上を踏まえて、特例公債を発行可能とするための法案について速やかに成立させることとする。

以上、確認する。

民主党幹事長
自由民主党幹事長
公明党幹事長

民主党・自由民主党・公明党 3党合意（平成23年6月8日）の内容

平成23年度税制改正法案等の処理に関して

1. 平成23年度税制改正法案のうち、
 - 一 個人所得課税の諸控除（給与、特定支出、成年扶養）の見直し及び退職金課税の見直し、
 - 一 法人税の税率引下げ及び課税ベース拡大（いずれも中小特例を含む）、
 - 一 相続税の控除及び税率等の見直し並びに贈与税の税率構造の緩和及び精算課税の対象の拡大、
 - 一 「地球温暖化対策のための税」の導入としての石油石炭税の税率の上乗せの扱いについては、復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。地方税法案についても、国税と同様のものについては、同様の扱いとする。
国税通則法の抜本改正についても、各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう、成案を得るものとする。
なお、今通常国会会期中に成案を得られない場合には、会期末において、閉会中審査手続をとるものとする。
2. 平成23年度税制改正法案及び地方税改正法案のうち、1.の改正項目以外の改正については、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制を整備するため、1.とは別の政府提出の法律案（別紙の内容とする。）として切り出すこととし、衆議院財務金融委員会、総務委員会において、直ちに審議、採決の上、参議院に送付し、参議院において、6月末（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律における租税特別措置の期限。地方税についても同様。）までに成立させることとする。

以上、合意する。

民 主 党	幹事長 政策調査会長
自由民主党	幹事長 政務調査会長
公 明 党	幹事長 政務調査会長

民主党・自由民主党・公明党 3党合意（平成23年6月8日）の内容

（別紙）

1. 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案とは別の政府提出の法律案は、以下の内容とする。
 - ① 雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、納税者利便の向上・課税の適正化（年金所得者の申告不要制度の創設、航空機燃料税の引下げ、租税罰則の見直し等）、その他の改正（証券軽減税率10%の2年延長（26年1月から20%の本則税率化を実施）及び日本版ISA導入の2年延期等）
 - ② 期限切れ租税特別措置の延長等
 - ③ 現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案において、法人税率の引下げに伴い廃止・見直しを行うこととしている租税特別措置（中小特例を含む）については、平成24年3月31日まで、現行の税制が適用されるよう延長措置を講じる。
2. これに伴い、上記1. ①及び②の改正項目については、現在国会で審議中の平成23年度税制改正法案から政府修正により削除することとする。
3. 現在国会で審議中の地方税改正法案についても、上記1及び2と同様の修正等を行う。

民主党・自民党・公明党 3党合意（平成23年4月29日）の内容

平成23年度第1次補正予算等に関して

1. 子どもに対する手当の制度的なあり方や高速道路料金割引制度をはじめとする歳出の見直し及び法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。
また、平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23年度第2次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。
これらを前提として、特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める。
2. 復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保する。
3. 年金財政に対する信頼を確保するためにも、社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題であり、政府・与党は、実行可能な案を可及的速やかにかつ明確に示し、国民の理解を求める。

民 主 党 政策調査会長

自由民主党 政務調査会長

公 明 党 政務調査会長

B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針

平成23年7月29日
閣議決定

B型肝炎訴訟の原因である集団予防接種については、感染症から国民の生命・身体を守り、国民全体に広く利益をもたらしたが、他方で、それにより、少なからず被害を被った方々がおられる。本件訴訟は、かつて例のない大変大きな広がりを持つものであり、長期にわたって責任のある対応をとることが必要である。

本件訴訟については、平成23年6月28日に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、国がB型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認めることを内容とする「基本合意書」が締結された。その際、財源確保策も含めた全体の枠組みについて所要の法案の成立を目指すこと、また、本件の原因が昭和23年から昭和63年までの集団予防接種の際の注射器の連続使用であることを踏まえ、こうした枠組みを国民全体で支えていただくことについて、国民の理解を得ることが必要であることなどを内容とする政府基本方針を決定した。

以上の経緯を踏まえ、被害を受けた方々に対する給付を万全なものとするため、B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みについては、「別添」に基づいて速やかに具体化を図った上で、与野党協議に付し、給付と財源に関する法案の一体的な成立を目指す。

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する
給付金等の支給に関する 枠組み（骨子）

別添

1. 目的

B型肝炎訴訟について、今後訴訟を提起する者も含めた対応を行うためのスキームを構築する。

2. 対象者とその認定

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用により満7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者
- (2) 対象者は裁判所が認定する。

3. 給付金等の支給

(1) 主な給付金額

イ 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
ロ 肝硬変（軽度）	2,500万円
ハ 慢性B型肝炎（（2）ロの者は除く。）	1,250万円
ニ 無症候性キャリア（（2）イの者は除く。）	600万円

(2) 除斥期間が経過した者への政策対応

- イ 無症候性キャリア 給付金50万円及び定期検査費用（年4回まで）等
- ロ 慢性B型肝炎
 - (i) 現在も慢性肝炎である者 等 給付金300万円
 - (ii) 現在は慢性肝炎ではない者 給付金150万円

(3) 病態が進展した場合、既に支給した一時金との差額を追加給付金として支給（（2）の者の病態が進展した場合には（1）の給付金を支給）

(4) 給付金等の請求には、5年間の請求期間を設ける。

4. 財源

給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円について、期間を限って国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置により0.7兆円を確保し、あわせて厚生労働省における基金の剰余金の返納、遊休資産の売却等により0.1兆円を確保し、これにより早急に財源を手当てする必要がある部分に相当する財源措置を講じる。残余の0.3兆円については執行状況を踏まえ、今後の対応を検討する。

5. 支給事務

上記財源を社会保険診療報酬支払基金に新たに設置する基金に繰り入れ、給付金等の支給事務は、同法人において実施する。

6. 見直し規定

施行後5年を目途に給付金等請求の状況を勘案し、請求期間及び財源措置を講ずる期間について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

基幹税などの留意点(国税)

基 幹 税

	税込 (23年度予算)	留 意 点
所得 税	13.5兆円	<ul style="list-style-type: none"> ○担税力に応じて累進的に負担を分かち合うことができる。 ○実質的に被災者の負担への配慮が可能。 ○勤労者（現役世代）に負担が偏る。 ○23年度税制改正で諸控除の見直し等を実施予定（平年度税込約2,100億円）
法 人 税	7.8兆円	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の国際競争力・立地促進、雇用への影響を考慮する必要。 ○23年度税制改正で法人実効税率の引下げ（▲5%）及び課税ベースの拡大を実施予定（平年度税込約▲7,800億円）※ <li style="padding-left: 20px;">※分離税制改正法に盛り込まれている政策減税等（▲660億円）を含む。
消 費 税	10.2兆円	<ul style="list-style-type: none"> ○世代を通じて広く国民全体で負担を分かち合うことができる。 ○税の仕組み上、被災者の消費税負担について、配慮が難しい（別途の検討が必要）。 ○社保・税一体改革（社会保障財源として整理）との関係について留意する必要。

その他の税目

	税収 (23 年度予算)	留意点
相続税	1. 4 兆円	○23 年度税制改正で基礎控除の引下げ、税率構造の見直し等を実施予定 (平年度税収約 2,800 億円)
たばこ税	0. 8 兆円	○22 年度税制改正において、1 本 3.5 円 (国・地方) の税率引上げ (マージン含め 1 本 5.5 円 (マイルドセブン等) の価格改定) を実施。
酒 税	1. 3 兆円	○多様な酒類を課税対象としていることを踏まえた検討が必要。
揮発油税	2. 6 兆円	○エネルギー税制のうち石油石炭税については、23 年度税制改正で税率引き上げを実施予定 (「地球温暖化対策のための税」: 平年度税収約 2,400 億円)。

23年度修正税制改正法案の構造

税制抜本改革の方向性に沿った改正 (附則104条第3項と方向性を共有)

法人課税

- ・ 実効税率を5%引下げ (法人税率 30%→25.5%)
- ・ 課税ベースの拡大等
 - － 減価償却の見直し
 - － 欠損金繰越控除の見直し
 - － 研究開発税制の見直し 等
- ・ 中小法人に対する軽減税率の引下げ (18%→15%)
- ・ 中小企業関係租特の見直し

資産課税

- ・ 相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し
- ・ 贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大 (孫)

個人所得課税

- ・ 給与所得控除の上限設定
- ・ 特定支出控除の見直し
- ・ 成年扶養控除の縮減 (低所得者・障害者等は存続)
- ・ 短期勤務の役員退職金課税の見直し

消費課税

- ・ 地球温暖化対策のための税の導入 (石油石炭税の税率の上乗せ)

納税者利便の向上・課税の適正化

- ・ 納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正

復興のための23年度補正予算の検討と併せ、各党間で引き続き協議する。

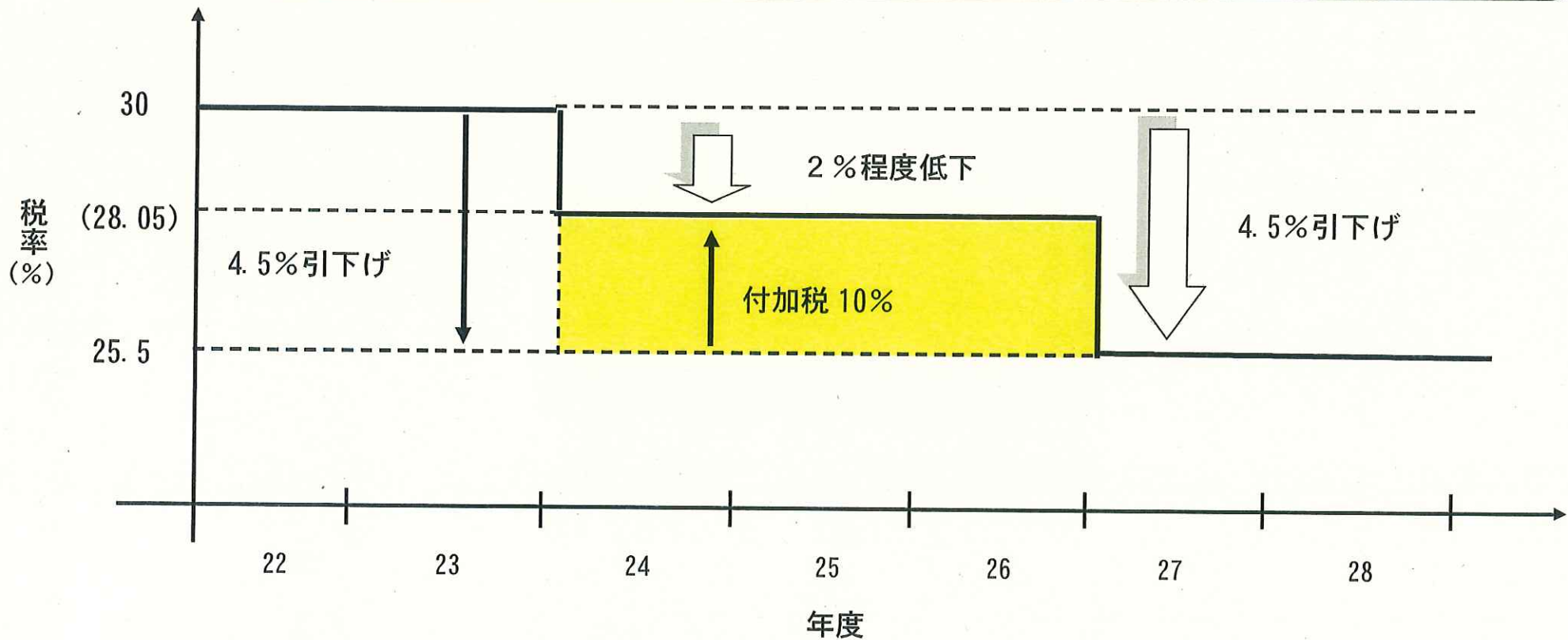
(「平成23年度税制改正法案等の処理について」(23年6月8日)、
「民自公三党確認書」(23年8月9日))

各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう、成案を得るものとする。

(「平成23年度税制改正法案等の処理について」(23年6月8日))

法人税率引下げ及び復興のための付加税について

- 23年度税制改正法案に盛り込まれた法人税率引下げ及び課税ベースの拡大を実施した上で、法人税額を課税標準とする、例えば10%の時限的な法人付加税を創設。
- この場合、法人税率は実質28.05%となり、現行税率(30%)から2%程度低下。
- ※ 課税ベース拡大の影響を受けない企業は、2%程度の税率引下げによる税負担軽減効果を全面的に享受。



(注) 上記は税率のみに着目した図であり、実際の企業の税負担は課税ベース拡大による影響も併せ見る必要がある。

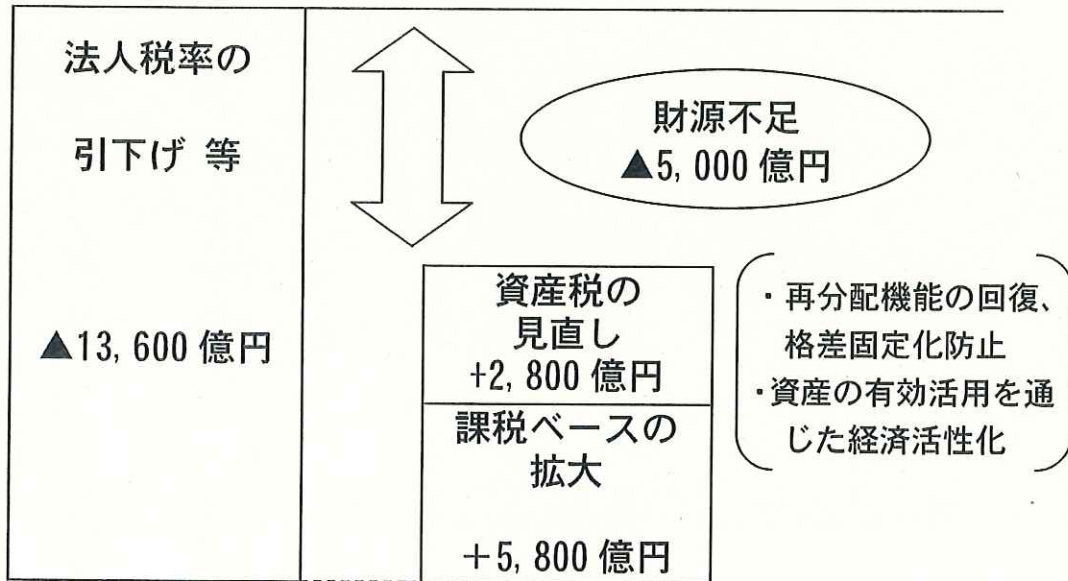
(参考) 日本経済団体連合会の「平成24年度税制改正に関する提言(平成23年7月26日)」

復興財源として法人税についても何らかの負担増を行うのであれば、そのネット減税分を限度として付加税を時限的に課すか、施行を一定期間遅らせる方式とすべきである。

平成 23 年度税制改正事項と復興財源との関係 (法人税・資産税)

23 年度改正法案は、法人税率の引下げ等と併せ、全体としてネット減税の税制改正。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ復興増税の規模が膨らむこととなる。

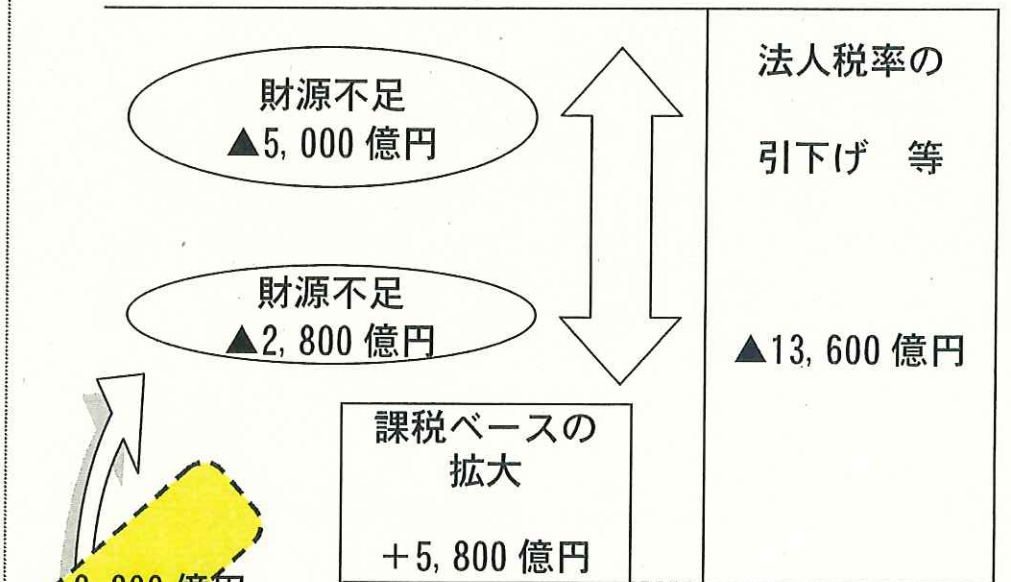
[資産税の見直しを行った場合]



復興財源等に充当 (X)

歳出削減
税外収入
増税措置
による財源捻出
(X)

[資産税の見直しを行わない場合]



復興財源等に充当 (X-2,800)

歳出削減
税外収入
増税措置
による財源捻出
(X)

平成23年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 法人課税		
(1) 法人税の基本税率の引下げ	▲12,194	▲8,076
(2) 課税ベースの拡大等	5,849	4,386
(3) 政策減税(中小企業者等の軽減税率の引下げ等)	▲1,139	▲402
(4) その他	▲274	▲192
法人課税 計	▲7,758	▲4,284
2. 資産課税		
(1) 相続税・贈与税の見直し	2,802	859
(2) その他	25	17
資産課税 計	2,827	876
3. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除及び成年扶養控除の見直し	2,018	335
(2) その他	144	23
個人所得課税 計	2,162	358
4. 消費課税		
(1) 地球温暖化対策のための税	2,405	357
(2) その他	▲207	▲263
消費課税 計	2,198	94
5. その他	▲75	▲105
合 計	▲646	▲3,061